

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。** (令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額**が前年度末と比較して**2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) 建物及びその附属設備 (1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品 (医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものを除く。

※4 コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く。) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。